

諮問庁：出入国在留管理庁長官

諮問日：令和7年2月20日（令和7年（行個）諮問第37号及び同第38号）

答申日：令和8年3月6日（令和7年度（行個）答申第216号及び同第217号）

事件名：本人が行った難民認定申請及び認定をしない処分に対する審査請求に関する文書の一部開示決定に関する件
本人が行った難民認定申請に関する文書のうち刑事事件の裁判等に係る個人情報に記載されている文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の2に掲げる文書（以下「文書3」という。）に記録された保有個人情報（以下、「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年11月12日付け管東総第4891号及び同第4892号により東京出入国在留管理局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定及び不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書（原処分1及び原処分2共通）によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。

前提事実として申請人の特定個人Bは特定行政書士である。本審査請求は特定個人B個人のものゆえ特定行政書士等とは関係ない。

- (1) 難民認定審査（特定記号番号A）において行政書士が関わった文書が存在すれば現在継続中の審査請求（特定記号番号B）の行政書士法により代理人として特定行政書士特定個人Bが関われる。

そのため黒塗りの全ての文書の開示を求めるものである。

- (2) 特定年月日C特定個人Cとのやりとりがある。内容が全て黒塗りである。特定年月日D代理人の選任を求めるかとの内容であるが、その時にはすでに私と知り合っていた。

なぜ特定個人Cとのやりとりはあって私の存在が一切書類よりでないのでしょうか。

実際にこの内容は何なのであるか。本当に代理人等のやりとりなのであるか。(もちろん特定記号番号Aにおいて行政書士の文書が存在しなければ私は特定行政書士として代理人にはなれないのは十分承知している。)

- (3) 全体的にやっつけ仕事てきな面が多い。例えば開示文書2ページ下から13行目「日時：特定月日」になっているなど

詳しくは2回目の難民申請から私が本格的にかかわるので言えないが、前後からの流れからして翻訳が怪しいと思う箇所が何点か存在している。

また2回目の難民申請のためにどのような内容であるかの確認も全てにおいて必要である。

以上により上記により全部開示を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1(諮問第37号)の関係)

(1) 本件経緯

ア 審査請求人は、令和6年10月15日(同日受付)、処分庁に対し、法の規定に基づき、請求内容を本件対象保有個人情報とする保有個人情報開示請求を行った。

イ 当該開示請求に対し、処分庁は本件対象保有個人情報のうち、刑事事件の裁判等に係る個人情報が記載されている文書(文書3)に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報2)は、法124条1号(当審査会注:「法124条1項」の誤記)の規定により法の開示に関する規定の適用がないとして別途不開示決定(原処分2)をした上で、本件対象保有個人情報2を除いた保有個人情報(本件対象保有個人情報1)について、一部が法78条1項2号、6号又は7号柱書きに該当するとして部分開示決定(原処分1)をした。

ウ 本件は、原処分1について、令和6年11月27日付けで諮問庁に対し審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求人の主張の要旨

上記第2と同旨。

(3) 諮問庁の考え方

ア 難民認定手続について

(ア) 本邦にある外国人は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政

令第319号。以下「入管法」という。) 61条の2第1項の規定に基づき、難民認定の申請をすることができる。

(イ) 難民であることを立証する責任は申請者側にあるが、申請者の立証が十分でないからといって直ちに難民の認定をしないこととしたのでは適正な難民の認定が確保できないことから、難民調査官が行う事実の調査により申請者の陳述等の裏付け調査等を行うほか、必要があれば申請者に更に立証の機会を与えることとなる。

(ウ) 法務大臣は、提出された資料等に基づき、難民の認定をしたときは、当該外国人に対して難民認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対して理由を付した書面をもってその旨を通知する。

イ 不開示部分の不開示情報該当性について

原処分1における不開示部分の不開示情報該当性は次のとおりである。

(ア) 東京出入国在留管理局(以下「当局」という。)職員の氏名及び印影部分その他開示請求者以外の者に係る情報(法78条1項2号該当)

a 当局職員の氏名及び印影部分

入国警備官又は入国審査官の氏名は、国立印刷局編「職員録」に掲載されている統括審査官以上(一部上席審査官を含む。)の職位にある職員の氏名を除いて、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)」(以下「申合せ」という。)において、公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

本件対象保有個人情報1には、当局職員の氏名等が記録されているところ、当局職員が行う事務は、難民認定手続における許否判断を行う上での参考となる重要なものであることから、その氏名を開示することにより、不利益処分を受けた外国人又はその関係者等から逆恨みをされ、職員個人へのひぼう中傷又は攻撃等がされる危険性があることは否定できない。

b 開示請求者以外の者に係る情報(上記aを除く。)

本件対象保有個人情報1には、開示請求者以外の者に係る氏名等が記録されているところ、これは、法78条1項2号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の

個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

c 小括

したがって、上記 a 及び b に係る情報については、法 78 条 1 項 2 号ただし書イに係る部分を除いて、法 78 条 1 項 2 号に該当することから、不開示を維持することが相当である。

(イ) 当局職員の意見及び難民審査参与員の氏名（法 78 条 1 項 6 号及び 7 号柱書き該当）

a 当局職員の意見

本件対象保有個人情報 1 には、当局職員の意見が記録されているところ、これは当局内部における意思決定に係る情報であり、これを開示した場合、不利益処分を受けた外国人又はその関係者等がその処分に不満を持ち、当局職員に対して、ひぼう中傷、いやがらせなどの行為に及ぶおそれが生じ、そのような行為を職員が恐れることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、その結果として、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

b 難民審査参与員の氏名及び印影部分

難民審査参与員制度は、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者の中から法務大臣により任命された難民審査参与員が、難民認定手続における一次審査とは異なる外部有識者としての知見に基づき、難民認定に関して意見を述べることによって、不服申立手続の公正性や中立性をより高めることにその意義がある。そのような意義を担保するためには、難民審査参与員が自由に意見交換をして心証を形成することができる環境を確保することが不可欠である。

難民審査請求の審理手続においては、いずれの事件をいずれの難民審査参与員が担当したかや難民審査参与員が所属する班の構成員については、これを公にすると、難民審査参与員が自由に意見交換をして心証を形成することができないおそれがあることから、公表しない取扱いとしている。

難民審査参与員については、行政不服審査法 11 条 2 項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用することとしており（入管法 61 条の 2 の 1 3 第 5 項及び第 6 項（当審査会注：「入管法 61 条の 2 の 1 2 第 5 項及び第 6 項」の誤記））、行政不服審査法 17 条には、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努め、当該名簿を作成したときは適当な方法により公に

することとする規定があることから、これらを踏まえ、出入国在留管理庁ホームページにおいて、難民審査参与員全員の氏名及び肩書を一覧にしたものを名簿として掲載し、公表している。

しかしながら、出入国在留管理庁ホームページに掲載している情報は、あくまで審理員たる難民審査参与員全員の氏名及び肩書を記載した名簿であって、当該名簿のみをもって、いずれの事件をいずれの難民審査参与員が担当したかが明らかとなることはない。

本件対象保有個人情報1には、個別案件の難民の認定をしない処分に係る審査請求を担当した難民審査参与員の氏名及び印影が記録されているところ、これらの氏名及び印影を公にした場合、不利益処分を受けた審査請求人やその関係者が事案を担当した難民審査参与員を逆恨みし、難民審査参与員個人に対し、ひぼう中傷、脅迫又は強要に及ぶ危険性があり、さらに、このような危険性を憂慮し、今後、難民審査参与員になろうとする者が減少するなどし、その結果、難民審査参与員制度の適切な運用に支障が生ずるおそれもある。

c 小括

したがって、上記a及びbに係る情報については、法78条1項6号及び7号柱書きに該当することから、不開示維持することが妥当である。

(ウ) 当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価 (法78条1項7号柱書き該当)

本件対象保有個人情報1には、当局の着眼点、調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価が記録されているところ、これらの情報を開示した場合、当局の具体的な調査手法や着眼点が明らかとなり、外国人において、当局の調査を受けるに当たって、本邦在留を画策するための対策を講じることを可能ならしめるなど、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

したがって、上記に係る情報については、法78条1項7号柱書きに該当することから、不開示を維持することが相当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分1を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

2 原処分2（諮問第38号）の関係

(1) 本件経緯

ア 上記1（1）アと同旨。

イ 当該開示請求に対し、処分庁は本件対象保有個人情報のうち、刑事

事件の裁判等に係る個人情報に記載されている文書（文書3）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）は、法124条1項の規定により法の開示に関する規定の適用がないとして、不開示決定（原処分2）をした上で、当該文書を除いた部分について、一部が法78条1項2号、6号又は7号柱書きに該当するとして別途部分開示決定（原処分1）をした。

ウ 上記1（1）ウと同旨（ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」に改める。）。

（2）審査請求人の主張の要旨

上記第2と同旨。

（3）諮問庁の考え方

ア 本件開示請求について

本件開示請求について、本件対象保有個人情報のうち、刑事事件の裁判等に係る個人情報に記載されている文書に記録されている保有個人情報を除いた部分（本件対象保有個人情報1）については、開示決定（原処分1）を別に行っており、本件審査請求は、本件対象保有個人情報のうち刑事事件の裁判等に係る個人情報に記載されている文書（文書3）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）を不開示とした決定（原処分2）に対するものである。

イ 法の適用除外に係る規定について

法124条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法第5章第4節の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、当該保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等が本人に取得させた当該情報を提出させることなどにより、本人の前科等が社会復帰又は更生保護を図る上でその者の不利益となるおそれがあるため、このような弊害を防止するためであると解される。

ウ 本件対象保有個人情報2の法第5章第4節の規定の適用可否について

文書3は、刑事事件の裁判等に係る情報が記載されるものであって、委任者に関する刑事事件の裁判等に係る情報が記載されていた場合のみ、そのことをもって法124条1項の規定を適用することとしては、そのこと自体により当該情報の有無が明らかとなり、それは同項の趣旨にそぐわないものとなることから、委任者に関する刑事事件の裁判等に係る情報が記載されているか否かにかかわらず、法124条1項の規定を適用し、法第5章第4節の規定を適用しないこととすべきである。

（4）結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、原処分2を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月20日 諮問の受理（令和7年（行個）諮問第37号及び同第38号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年3月6日 審議（令和7年（行個）諮問第37号）
- ④ 令和8年1月23日 委員の交代に伴う所要の手續の実施（同上）、本件対象保有個人情報の見分（同上）及び審議（令和7年（行個）諮問第37号及び同第38号）
- ⑤ 同年2月27日 令和7年（行個）諮問第37号及び同第38号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報1について、その一部（不開示部分は、別表の「不開示部分」欄のとおり。）を法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2について、法124条1項に該当し、法第5章第4節の規定の適用が除外されるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報1の不開示部分の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報2に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について検討する。

2 本件対象保有個人情報1の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報1の不開示部分は、①当局職員の氏名及び印影部分その他本人（審査請求人）以外の者に係る情報、②当局職員の意見に係る情報並びに③当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価に係る情報が記録されているとして不開示（不開示理由は、別表の「不開示内容の要旨」欄及び「法78条1項の適用号」欄のとおり。）とされた部分であるところ、諮問庁は、不開示部分について、上記第3の1（3）イのとおり説明するので、以下、順次検討する。

(1) 当局職員の氏名及び印影部分その他本人以外の者に係る情報について

ア 当局職員の氏名及び印影

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、1頁、3頁、21頁、55頁、60頁ないし86

頁、88頁、93頁ないし117頁及び131頁において、東京出入国在留管理局職員の氏名（署名及び姓のみの記載部分を含む。以下同じ。）及び印影が不開示とされており、当該氏名及び印影は、いずれも、法78条1項2号本文前段の本人以外の個人に関する情報に該当する。

(イ) 次に、法78条1項2号ただし書該当性について検討する。

- a 各行政機関における公務員の氏名については、申合せによれば、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名について、特段の支障の生ずるおそれのある場合を除き、公にするものとされており、当該部分は当該職員の職務遂行に係る情報に該当するが、諮問庁は、当該職員について、難民認定手続に従事している入国審査官であるところ、当該職員が行う事務は、難民認定手続における許否判断を行う上での参考となる重要なものであることから、氏名を公にすることにより、不利益処分を受けた外国人やその関係者が職員個人に対し、ひぼう中傷、脅迫又は強要に及ぶ危険性があり、入国審査官の氏名は、職員録に掲載されている統括審査官以上（一部上席審査官を含む。）の職位にある職員の氏名を除いて、申合せにおいて、公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する旨説明する。
- b 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、当時の当局の組織表及び地方在留管理局組織規則を提示させ、その内容を確認させたところ、上記の氏名及び印影は、いずれも難民認定手続に従事している入国審査官のものと認められる。
- c そして、入国審査官が行う事務は、本邦在留を認めるか否かの裁決を行う上での参考となるものであることから、難民認定手続に従事している入国審査官の氏名が公にされると、退去強制手続によって不利益処分を受けた外国人又はその関係者等から逆恨みをされることにより、入国審査官個人へのひぼう、中傷又は攻撃等がされる危険性があることは否定できず、上記諮問庁の説明は、合理性があるものと認められる。

そうすると、入国審査官の氏名については、申合せが公にするものから除外している「氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」に該当する。

また、当審査会において当時の職員録を確認したところ、当該職員の氏名はこれらに掲載されていない。

ほかに当該不開示部分について、本人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されていると

認めるに足りる事情はないことから、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) また、当該不開示部分は、個人識別部分であって、法79条2項による部分開示の余地もない。

(エ) 以上のことから、当該不開示部分は、法78条1項2号に該当するので、不開示としたことは妥当である。

イ 通訳人の氏名及び印影等

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、44頁、59頁、78頁、92頁、109頁及び130頁において、通訳人(翻訳者)の氏名、住所及び印影が不開示とされている。これらの情報は、いずれも、法78条1項2号本文前段の本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) また、当該不開示部分は、個人識別部分であって、法79条2項による部分開示の余地もない。

(ウ) 以上のことから、当該不開示部分は、法78条1項2号に該当するので、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記を除く第三者に係る情報

(ア) 当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、55頁、131頁及び132頁において、本人以外の者(上記ア及びイに掲げる者を除く。)に係る氏名、生年月日及び国籍等が不開示とされている。これらの情報は、いずれも法78条1項2号本文前段の本人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 法79条2項による部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名等個人識別部分については、部分開示の余地はなく、それ以外の部分については、これを開示すると、本人以外の個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから部分開示はできず、法78条1項2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 当局職員の見解に係る情報について

当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、当該不開示部分は、事案概要書及び通知書案における記載内容部分であって、別表記載のとおり、1頁、4頁、19頁及び20頁において、本人に係る難民認定申請手続における当局職員の検討結果や意見が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、難民認定申請手続に係る事務の性質や当該不開示部分の記載内容等を併せ考えれば、当該不開示部分を開示すると、不利益処分を受けた外国人又はその関係者等がその処分に不満を持ち、当局職員に対して、ひぼう中傷、嫌がらせなどの行為に及ぶおそれが生じることから、当局職員が、かかる事態を恐れることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項6号に該当し、同項7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価に係る情報について

当審査会において本件対象保有個人情報1を見分したところ、別表記載のとおり、3頁ないし18頁、131頁及び132頁において、本人に係る調査内容及び調査結果に関する情報等、難民認定手続において、当局が把握した事実関係に関する情報等が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、難民認定申請に係る事務の性質や当該不開示部分の記載内容等も併せ考えれば、当該不開示部分が開示されると、当局の具体的な調査手法や着眼点が明らかとなり、難民認定申請者において当局の調査を受けるに当たって対策を講じることを可能ならしめる旨の諮問庁の説明は首肯できるから、当局の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件対象保有個人情報2に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

(1) 適用除外の趣旨

法124条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等（以下「刑の執行等」という。）に係る保有個人情報について、法第5章第4節の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科や逮捕歴等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設等に収

容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者の不利益となるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報2に対する法第5章第4節の規定の適用の可否について

ア 上記(1)の法124条1項の趣旨に鑑みると、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄(あるいは同項に規定する情報が当然に含まれ得る欄)につき、同項により法第5章第4節の規定を適用しないとするものと解される。

イ 諮問庁は、上記第3の2(3)ウにおいて、本件対象保有個人情報2は法124条1項の規定により法第5章第4節の規定を適用しないこととすべきである旨説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

本件対象保有個人情報2が記録された文書は、前科照会に対する回答書であるところ、当該文書は、刑の執行等の状況を記載することを目的としている文書である。

ウ 以上を踏まえ、本件対象保有個人情報2が記録された文書は、刑の執行等の法124条1項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書ということができるから、本件対象保有個人情報2は、同項により法第5章第4節の規定の適用除外とされる刑の執行等に係る保有個人情報に該当し、同節の規定は適用されないものである。

したがって、本件対象保有個人情報2を不開示としたことは、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報1につき、その一部を法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報2につき、法124条1項の「刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定は適用されないとして不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報1につき、不開示とされた部分は、法78条1項2号、6号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であり、本件対象保有個人情報2につき、法124条1項に規定する「刑の執行等に係る保有個人情報」に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件対象保有個人情報1が記録された文書

- (1) 文書1 特定年月日Aに特定個人A(本人)が行った難民認定申請(特定記号番号A)において、東京出入国在留管理局が保有する全ての書類(刑事事件の裁判等に係る個人情報に記載されている文書を除く。)
- (2) 文書2 特定年月日Bに特定個人A(本人)が行った難民の認定をしない処分に対する審査請求(特定記号番号B)について、開示請求日において、東京出入国在留管理局が保有する全ての書類

2 本件対象保有個人情報2が記録された文書

- 文書3 特定年月日Aに特定個人A(本人)が行った難民認定申請(特定記号番号A)において、東京出入国在留管理局が保有する全ての書類のうち、刑事事件の裁判等に係る個人情報に記載されている文書

別表（不開示部分ごとの不開示理由）

文書 1 及び 文書 2 の通 し頁	不開示部分	不開示内容の要旨	法 7 8 条 1 項の適用号
1	「起案者」欄の記載 内容部分	本人以外の個人情報	2号
	上記以外の不開示部 分	当局職員の意見	6号及び7 号柱書き
3	難民調査官氏名	本人以外の個人情報	2号
	上記以外の不開示部 分	当局の着眼点や調査内 内容及びこれに基づく事 実関係やその評価	7号柱書き
4	項目 6 及び 7 の記載 内容	当局職員の意見	6号及び7 号柱書き
	上記以外の不開示部 分	当局の着眼点や調査内 内容及びこれに基づく事 実関係やその評価	7号柱書き
5ないし1 8	全て	当局の着眼点や調査内 内容及びこれに基づく事 実関係やその評価	7号柱書き
19及び2 0	全て	当局職員の意見	6号及び7 号柱書き
21、4 4、55、 59、60 ないし8 6、88、 92、93 ないし11 7及び13 0	不開示部分全て	本人以外の個人情報	2号
131	決裁欄のうち「担当 官」欄の印影並びに 「取扱者」欄及び決 裁欄右横の記載内容 部分	本人以外の個人情報	2号

	上記以外の不開示部分	当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価	7号柱書き
132	入国管理局記載欄の記載内容部分（一部）	本人以外の個人情報	2号
	入国管理局記載欄の右の欄及び調査結果（一部）	当局の着眼点や調査内容及びこれに基づく事実関係やその評価	7号柱書き